

## 安城市SDGs推進に係る調査・事業構築支援業務仕様書

### 1 業務名

安城市SDGs推進に係る調査・事業構築支援業務

### 2 業務目的

本業務は、第8次安城市総合計画（後期計画）の目指す都市像「健幸都市」の実現と、持続可能な開発目標「SDGs」の実現に向けたまちづくりを推進するにあたり、本市を取り巻く現状と課題を整理・把握したうえで、SDGsの推進に向け、公民連携の手法を活用した施策の構築・推進の支援を行う。また、令和4年度のSDGs未来都市計画（案）の策定を支援することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月4日（金）まで

### 4 業務内容

#### （1）基礎調査の実施

SDGsに関する世界や日本政府の動向、他自治体の取組等、影響しうる事象の確認・整理を行う。また、本市の総合計画、SDGs関連政策、関係各課の既存計画等について、SDGsの視点から整理・確認を行う。整理の際には、令和2年度に本市が作成した「SDGs未来都市等提案書」の内容確認を踏まえて行う。さらに、本市のSDGsの推進や市民サービスの向上に関する施策の提案にあたり、本市と連携可能性のある地域企業、NPO等の情報等について提案する。

#### （2）公民連携事業の提案及び誘導方針の構築

（1）及び社会状況の変化を踏まえ、他自治体等における公民連携による施策の実施状況及びその効果を参考にしつつ、発注者が市民サービスの向上や新しい価値の提供、行政事務の効率的な推進など、持続可能な市政運営を実現するために、公民連携の手法を活用した施策の計画策定・推進の支援、提案を行う。なお、提案にあたっては、次年度以降の事業の継続性について留意する。

#### （3）SDGs未来都市提案書類作成支援

（1）から（2）で得られた成果を踏まえ、本市のSDGs未来都市

計画等提案書類の作成を支援する。また、提案書作成に必要なモデル事業の構築、K P I の設定支援を行うものとし、必要に応じて担当課とのヒアリングを行う。

(4) 成果品の提出

上記業務を成果品として取りまとめる。

(5) 協議

本市との協議は、初回、中間 2 回、納品時の計 4 回実施するほか、必要に応じて発注者と連絡調整を行う。

5 業務計画書の提出

計画書の作成にあたっては、以下のスケジュールに留意すること。また、業務の実施中に、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務実施計画書を作成し、改めて承諾を得ること。なお、以下のスケジュールは想定であり、変更となる可能性がある。

時期	実施内容
令和 4 年 1 月	SDG s 未来都市提案書類作成 自治体 SDG s モデル事業構築
令和 4 年 2 月	SDG s 未来都市応募
令和 4 年 3 月	完了報告

6 業務管理責任者

- (1) 受注者は、本業務の管理について、業務管理責任者を定め、発注者に通知するものとする。業務管理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務管理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務管理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で、必要な能力と経験を有するものでなければならない。

7 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。なお、詳細については契約締結時に発注者との協議により決定するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 公民連携事業企画提案書
- (3) 安城市 SDG s 未来都市計画書 (案)
- (4) 打ち合わせ協議録
- (5) 業務報告書

(6) (1)～(5)の電子データ

電子データは、CD-R又はDVD-Rで提出すること。また、その内容は(1)～(4)の基データとして、Word、Excel、Powerpoint等、本市が編集可能な形式で原稿、根拠資料など一式を納入する。

(7) その他、本市が必要とする資料等

8 発注者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務管理責任者は発注者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務管理責任者は、発注者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

9 契約約款

本業務の契約については「安城市委託契約約款」等の安城市契約規則に準拠する。